

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について

関係法律	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条(バリアフリー法)
法律の内容	市道に係る移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準については、主務省令で定める基準を参酌して、当該特定道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるものとされました。
国の基準令	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令
独自基準の制定	市において検討した結果、政令で定める基準を参酌して市の条例で定めることとされており、国と同一の基準を市の条例基準として決めました。
用語の説明	特定道路とは国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものです。
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	建設課 63-8825